

標準文書保存期間基準（第五管区経理補給部補給課）

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
1	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		(2)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	5年	廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した裁判、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書 訴訟における主張又は立証に関する文書 判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
2	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		(2)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	5年	廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した裁判、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書 訴訟における主張又は立証に関する文書 判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
その他の事項						
3	通達の制定又は改廃及びその経緯	通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から2の項までに掲げるものを除く。）	立案の検討に関する調査研究文書 制定又は改廃のための決裁文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年	廃棄
4	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 及び に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書 歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
	②歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類 会計検査院の検査を受けた結果に関する文書 からまでに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された国会における決算の審査に関する文書	歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証書の帳簿 ・計算書 ・証拠書類（会計検査院保有のものを除く。） ・意見又は処置要求（会計検査院保有のものを除く。） ・調書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置 ・行政文書ファイル管理簿	5年	廃棄
5	文書の管理等に関する事項	文書の管理等 行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 取得した文書の管理を行うための決裁文書の管理を行うための帳簿 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（に掲げるものを除く。） 第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	行政文書ファイル管理簿 ・受付簿 ・決裁簿 ・移管・廃棄簿 ・廃棄の記録	常用（無期限） 5年 30年 5年	廃棄
6	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から5の項までに掲げるものを除く。） 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
第五管区経理補給部補給課の所掌に係る事務					
7	物品管理に関する事項	(1)物品管理に関する事 法令に関する文書 物品管理職員等の任免に関する文書 物品増減及び現在額に関する文書 物品管理計算に関する文書 (2)庁中物品に関する事 例規に関する文書 庁中物品等調達・配分に関する文書 処分に関する文書 (3)被服に関する事 例規に関する文書 (4)車両に関する事 例規に関する文書 車両調達・配分に関する文書 ETC関連に関する文書 (5)船舶に関する事 例規に関する文書 船舶用品調達・配分に関する文書 (6)航空機に関する事 例規に関する文書 (7)武器・弾薬に関する事 武器・弾薬配分に関する文書 (8)図誌に関する事 図誌調達・配分に関する文書	・法令改正 ・例規調達 ・例規調達 ・分付物品管理官 ・物品増減及び現在額報告書 ・物品増減整理区分調書 ・物品管理計算書 ・例規調達 ・物品管理簿（電子システムで管理） ・物品供用簿（電子システムで管理） ・物品管理決議証拠書類 ・転用物品調書 ・物品損傷・亡失報告 ・物品不用決定 ・例規調達 ・例規調達 ・自動車等の報告・整備計画・処分 ・ETCカードの運用・規則 ・例規調達 ・例規調達 ・補給課歳出予算使用計画 ・例規調達 ・武器報告 ・図誌定数 ・例規調達 ・免税証交付申請 ・例規調達 ・例規調達 ・NHK放送受信料に関する文書 ・NHK放送受信料申告 ・各種申請 ・構体製造労務単価及び諸経費 ・年休簿・特休簿等 ・出勤簿 ・超過勤務関連	10年 5年 10年 5年 10年 5年 10年 5年 10年 5年 5年 5年 10年 10年 5年 3年 5年	廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄 廃棄
8	免税に関する事項	(1)船舶に関する事 例規に関する文書 軽油引取税免税申請に関する文書 (2)航空機に関する事 例規に関する文書 (3)航空機に関する事 例規に関する文書	・例規調達 ・免税証交付申請 ・例規調達 ・例規調達	10年 5年 10年	廃棄 廃棄 廃棄
9	文書に関する事項	(1)用度に関する事 NHK放送受信料に関する文書 (2)情報通信に関する事 海上保安業務システム端末機、行政情報システム端末機関連に関する文書 (3)役務班の業務に関する事 労務単価に関する文書 (4)庶務担当の業務に関する事 勤務時間関係に関する文書	・NHK放送受信料申告 ・各種申請 ・構体製造労務単価及び諸経費 ・年休簿・特休簿等 ・出勤簿 ・超過勤務関連	5年 3年 5年	廃棄 廃棄 廃棄
10	上記以外の業務に関する事項	上記以外の庶務的な業務に関する文書		1年未満	廃棄
11	所掌事務に関する事項共通	全業務共通 別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 出版物や公表物を編集した文書 海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄